

青年林業グループ活動支援補助金交付要綱

制定 平成 25 年 3 月 29 日第 201200187380 号
改正 平成 26 年 3 月 20 日第 201300198341 号
改正 平成 29 年 3 月 30 日第 201600196043 号
改正 平成 30 年 3 月 29 日第 201700310360 号
改正 平成 31 年 3 月 28 日第 201800333829 号
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、青年林業グループ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、林業経営体間における若手林業従事者等の交流を助長し、自主的なグループ活動を通じて効率的で安全な林業を実践するために必要な知識・技術・意欲の向上を図ることによって、担い手の育成・確保に資するとともに、このグループ活動を通じて一般県民の森林・林業に関する理解を深めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第 1 欄に掲げる内容（以下「補助事業」という。）を行う県内の 2 つ以上の林業経営体で構成された若手林業従事者のグループ（木材産業・建築設計業の従事者、林業を志す者、その他林業関係団体に属する者を含む）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に掲げる者に対して別表第 1 欄の内容を実施するために要した同表第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第 3 欄に掲げる補助率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第4欄に定める変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに地方事務所の長に報告し、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定による書類の提出先は所管の地方事務所の長とし、提出部数は1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第3条及び第6条関係）

1 内 容	2 対象経費	3 補助率	4 重要な変更
(1) 林業に係る技術向上、労働安全等の講習会等の開催 (2) 先進的な林業技術、木材流通等の実態、消費者の動向等の調査 (3) 地域林業発展へ向けた問題点の検討会、自主的な学習会の開催 (4) 一般県民や他グループとの交流会、森林・林業体験学習等の開催	謝金、旅費（講師、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、食料費（会議等の茶菓代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び貸借料（機械、バス、施設、資機材等）	1 / 2 ただし、補助金上限は1グループ当たり25万円	増額を伴う変更

年度青年林業グループ活動支援事業計画（報告）書

1 青年林業グループ活動支援事業

（単位：円）

事業実施場所				
実施主体名				
代表者名				
区 分	総事業費	経費負担区分		備 考
	(A)+(B)	県補助金(A)	その他(B)	
合計				

- 注) 1 実施主体名にはグループ名を記入し、グループ会員名簿とグループ規約を添付すること。
 2 区分欄には実施する内容を記入すること。
 3 備考欄には、それぞれの算出基礎を記入すること。
 4 事業報告には、活動成果を記録写真と共に取りまとめて添付すること（様式任意）。

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

- 注) 1 他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
 2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を以下に記載すること。

活用する補助金	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先）	

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

- 注) 消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日
 年 月 日

年度青年林業グループ活動支援事業収支予算（決算）書

青年林業グループ活動支援事業

1 収 入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
当事業補助金				
その他の補助金				
自己負担金				
その他				
合 計				

2 支 出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
合 計				

注) 区分欄には支出費目を記載すること。

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度青年林業グループ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった青年林業グループ活動支援補助金(以下本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇 〇 〇 〇 事業」とし、その内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、青年林業グループ活動支援補助金交付要綱(平成25年3月29日第201200187380号農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職氏名

印

〇〇年度青年林業グループ活動支援補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった 年度青年林業グループ活動支援補助金について青年林業グループ活動支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額 金 円
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額)
- 2 実績報告控除税額 金 円
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 金 円
- 4 要補助金返還相当額 $(3 - 2) \times$ 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額 金 円